

## 「盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(平成17～25年度)

(対象：正会員・準会員190行、単位：件、百万円)

## 1. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
平成17年度	3,855	2,980	33	41
平成17年度下期	2,411	1,605	20	17
平成18年度	4,168	2,180	43	54
平成19年度	2,600	1,216	43	59
平成20年度	1,999	987	32	22
平成21年度	2,342	1,177	30	33
平成22年度	1,986	1,116	27	45
平成23年度	1,464	649	26	41
平成23年 4月～6月	400	192	7	9
平成23年 7月～9月	375	159	8	20
平成23年10月～12月	387	168	8	10
平成24年 1月～3月	302	131	3	2
平成24年度	1,021	429	17	9
平成24年 4月～6月	276	107	5	3
平成24年 7月～9月	289	113	4	2
平成24年10月～12月	246	116	5	3
平成25年 1月～3月	210	93	3	1
平成25年度	896	463	19	13
平成25年 4月～6月	236	108	6	5
平成25年 7月～9月	208	153	5	3
平成25年10月～12月	263	120	6	4
平成26年 1月～3月	189	82	2	1

## 2. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】

時 期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
平成20年度	1,990	1,761	88.5%
平成21年度	2,325	2,077	89.3%
平成22年度	1,980	1,755	88.6%
平成23年度	1,442	1,276	88.5%
平成23年 4月～6月	397	354	89.2%
平成23年 7月～9月	371	320	86.3%
平成23年10月～12月	382	342	89.5%
平成24年 1月～3月	292	260	89.0%
平成24年度	1,000	900	90.0%
平成24年 4月～6月	270	246	91.1%
平成24年 7月～9月	283	255	90.1%
平成24年10月～12月	243	214	88.1%
平成25年 1月～3月	204	185	90.7%
平成25年度	858	753	87.8%
平成25年 4月～6月	227	210	92.5%
平成25年 7月～9月	203	170	83.7%
平成25年10月～12月	249	212	85.1%
平成26年 1月～3月	179	161	89.9%

(注 1) アンケート結果は、自行のお客さま(預金者)からの申出があり、ジャーナル等を確認した結果、実際に盗難キャッシュカードによる預金等の不正な払戻しが発生した、もしくは盗難カードによるローンの借り入れが発生した件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻しを除く)。

(注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

(注 4) 「2.」は、個人のお客さまに係る件数等。

## 「盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(平成26年度～)

(対象：正会員・準会員・特例会員191行、単位：件、百万円)

## 1. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
平成26年度	1,017	419	18	14
平成26年4月～6月	299	128	5	3
平成26年7月～9月	288	110	7	7
平成26年10月～12月	266	97	4	3
平成27年1月～3月	164	85	2	1

## 2. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】

時 期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
平成26年度	829	754	91.0%
平成26年4月～6月	284	266	93.7%
平成26年7月～9月	266	241	90.6%
平成26年10月～12月	202	179	88.6%
平成27年1月～3月	77	68	88.3%

(注 1) アンケート結果は、自行のお客さま（預金者）からの申出があり、ジャーナル等を確認した結果、実際に盗難キャッシュカードによる預金等の不正な払戻しが発生した、もしくは盗難カードによるローンの借り入れが発生した件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻しを除く)。

(注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

(注 4) 「2.」は、個人のお客さまに係る件数等。

(注 5) 平成26年度以降の計数から、特例会員の計数を含めて集計している。

以 上